

【重要】第134回(女子)選手候補生入所試験

技能試験受験用自転車の形状等について

1.技能試験において使用できる自転車の形状、使用部品の規格等について

本年度入所試験で使用する自転車については、以下の通りといたします。

(1) 使用できる自転車

NJS 登録されている自転車（競輪で使用できる自転車）とする。具体的には、競輪ホームページ KEIRIN.JP 内、競輪資料室の「登録自転車一覧表」(2) カーボン製フレームに掲載されている自転車であり、NJS マークがついている自転車のみとする。

(<http://keirin.jp/pc/dfw/portal/guest/data/bicycle/index.html>)。

※ カーボン製フレームで使用できるモデル

- ・ ボーマ (CTTR エクラ、スウープトラック、キヨ・スウープトラック)
- ・ ブリヂストン (TR9、TS9)
- ・ ガンウェル (GW-P4000)
- ・ エム・ビー・ケー (T-TC2)

(2) 使用できない自転車

上記「(1) 使用できる自転車」に記載がない自転車は使用できない。

※特に注意すべき自転車

①近年、登録消除された自転車

- ・ ボンバー (2021年3月31日登録消除)
- ・ カラビンカ (2025年1月1日登録消除)

②250競走でのみ使用できるカーボン製フレーム

※今後、新たに登録消除となる自転車があった場合は、諸状況（当該自転車の安全性等）を勘案の上、改めて取り扱いを決定する。

(3) 使用部品の規格について

認定部品に関しては別紙「【女子】認定部品一覧」を参照すること。

2.技能試験における前日検査（検車）について

受験者が受験用に用意した自転車が、前項記載の「技能試験において使用できる自転車」であるか等を確認するため、技能試験実施前日に検査（検車）を実施する。

- (1) 整備不良等により検査不合格となった場合は試験から除外する。
- (2) 車輪一式（ハブ、スポーク、リム、タイヤ）は公益財団法人 J K A の認定部品で組立てられたスポーク組のホイールでなければならない。バトンホイールとディスクホイールの装着は認めない。
- (3) 認定部品を使用していない又は自転車のギヤ比が $49 \times 15(3.27)$ を超えている場合は検査不合格とする。但し、指定された検査実施終了時刻までに、受験生が自ら認定部品に交換あるいは $49 \times 15(3.27)$ 以内のギヤに交換することができた場合は可とする。
- (4) 検車における主な検査項目は以下のとおり。
 - ① タイヤがリムにしっかりと貼り付けされていること。
 - ② 部品は切削・穴あけ、その他著しい原形の変更等有害な加工が施されていないこと。
 - ③ 著しいさび及び打痕のあるフレームの使用は認めない。
 - ④ チェーン調整ボルトを使用すること。
 - ⑤ チェーンのたるみは、32mm 以下であること。
 - ⑥ ペダルにはトークリップ及びクリップバンドを使用すること。
 - ⑦ ハンドルバー端面は、にぎり又はバーテープ（キャップ付き）で覆われていること。
 - ⑧ はめあい限界標識を厳守すること。
 - ⑨ 検査に支障があるような、自転車へのシール等の貼り付けはしないこと。

以上